

# 会津大学宇宙情報科学研究センター規程

(2019年4月1日規程第1号)

## (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程（平成18年規程第2号）第6条に定める宇宙情報科学研究センター（以下「センター」という。）の内部組織、管理及び運営に関し必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 センターは、コンピュータ情報科学技術関連分野における本学の持つ先端技術を活かし、公募型研究や各種集会の開催等を通じ、宇宙科学と情報科学を融合した宇宙情報科学分野の研究を促進させ、その成果を学術コミュニティに提供することで、宇宙情報科学分野の研究の活性化と技術開発の進展に寄与することを目的とする。

## (業務)

第3条 センターは、前条に掲げる目的を達成するため、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 公開データを扱うソフトウェアの研究開発及び提供に関する業務
- (2) 公開データの再解析に関する業務
- (3) 付加価値データの作成及び提供に関する業務
- (4) 宇宙科学・情報学コミュニティの異分野連携に関する業務
- (5) 共同利用・共同研究拠点の情報発信に関する業務
- (6) 前各号に定めるもののほか、センター設置目的の達成に必要な業務

## (研究体制)

第4条 センターには、会津大学学内運営組織等に関する規程（平成18年4月1日規定第10号）（以下「組織規程」という。）第4条の8に定める教員の外、情報システム学部門、コンピュータ工学部門、先端情報科学研究センターに所属する教員の中から、学長がセンターにおける研究の推進に必要と認める者を所属させることができるものとする。

## (組織)

第5条 センターに、副センター長および事務長の外、センターの運営に必要な職員を置く。

- 2 事務長は、事務局企画連携課長をもって充てる。

(副センター長)

第6条 副センター長は、研究担当と管理担当の2名とする。

- 2 副センター長は、センター長の職務を助け、センター長に事故があるときは管理担当副センター長が、その職務を代行する。
- 3 副センター長の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
- 4 副センター長は、センター長の推薦に基づき、理事長が任命する。

(公募審議・選定委員会)

第7条 センターに、全国の関連研究者から共同利用・共同研究に係る課題を公募し、及び審査するため、公募審議・選定委員会を置く。

- 2 公募審議・選定委員会の組織運営については、別に定める。

(博士研究員)

第8条 センターにおいて特定の専門事項を研究しようとする者がある場合は、本センターにおいて適当と認め、かつ、支障がないときに限り博士研究員として認める。

- 2 大学における博士研究員の身分は客員研究員とする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。